

令和7年度 農作業標準労賃・機械作業料金

喬木村農業委員会

農作業標準労賃

(参考:最低賃金998円 令和6年10月1日より)

作業の種類		賃金／円	備 考
稲作	一般作業	1,000	1時間あたりの賃金
	田植作業	1,000	
畑	一般作業	1,000	
果樹	剪定・棚張作業	1,900	1時間あたりの賃金 * 果樹の一般作業で特殊技術を必要とするものは除く
	一般作業	1,000	
	SSオペレーター	2,100	
	収穫作業	1,000	

※年度途中に長野県最低賃金が上記の金額を上回った場合には、長野県最低賃金の金額を適用する

機械作業料金

作業の種類	単位	料金／円	備 考
耕耘作業（15cm耕起）	10a	9,200	作業の難易度や広さなど、圃場条件により作業料金は割増。
代かき作業	10a	11,200	
畦塗り作業	1m	150	
田植作業	10a	10,400	
（育 苗）	1箱	820	
（残 苗）	1箱	410	
バインダー	10a	10,000	
ハーベスター	10a	10,500	
畑地耕起	10a	9,400	
SSによる防除作業	10a	4,100	
手散布による消毒作業	1時間	2,500	
草刈（モ ア）	10a	5,100	
草刈（刈払機）	1時間	2,000	移動料別途
バックホー	1時間	5,900	

- ◆ 苗・結束紐・農薬は、委託者持ちとする。
- ◆ 機械・燃料・食事は、作業持ちとする。
- ◆ 消費税10%は外税とする。（消費税法上、総額表示の対象となりません）

ストップ！！ 農作業事故
～ 農作業は ゆとりをもって やりましょう ～